

第4 一般取扱所（危政令第19条）

1 区 分

危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設からの独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定するものとする（昭34.10.10 国消甲予発第17号通知）。

(1) 危政令第19条第1項

危政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、原則的に建物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一許可単位とする（以下「一棟規制」という。）。

なお、規制範囲は、製造所と同様とする。



(2) 危政令第19条第2項

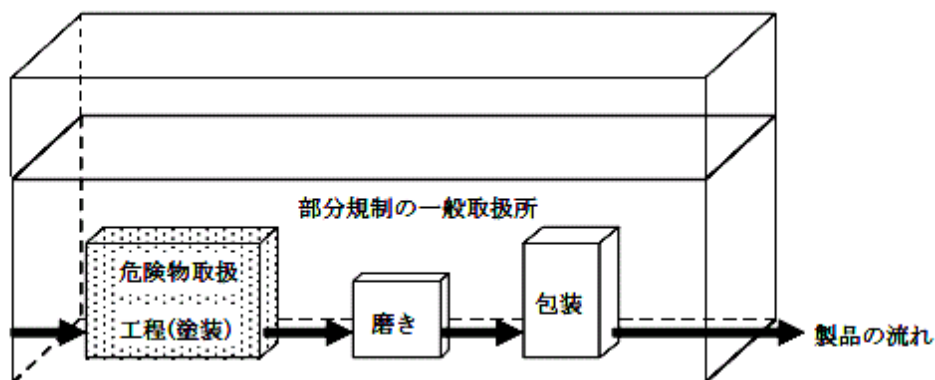
危政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取り扱う区画室、設備又は屋上の設備等について危省危で規定されたものをそれぞれ一許可単位とする（以下「部分規制」という。）。



（区画室単位、設備単位等）

- ・ 危政令第19条第2項第4号（充填）、第5号（詰替）以外は、同一建物内に複数設置することができる。
- ・ 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制されたものも同一建物内に設けることができる。
- ・ 部分規制の一般取扱所において、危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程も含めて危政令第19条第2項とすることがで

きる（第4－1図参照）。



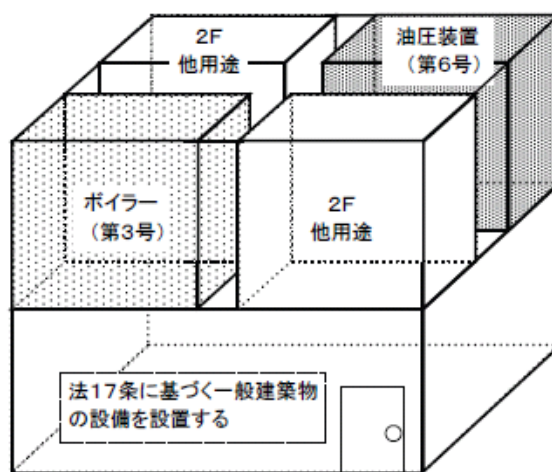
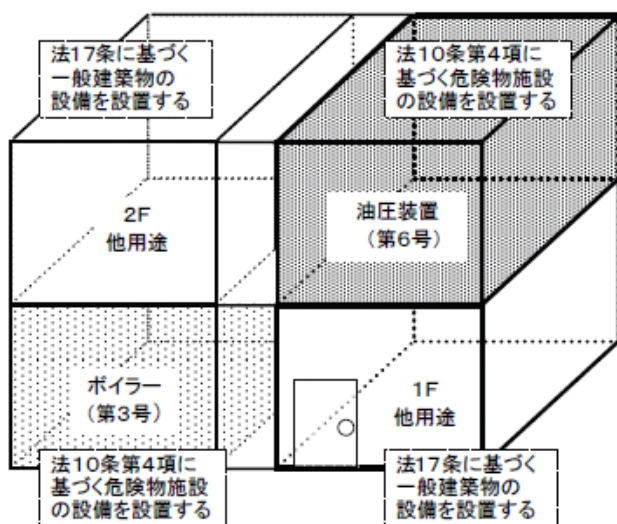
第4－1図 部分規制の一般取扱所の例

ア 区画室単位の部分規制は、当該区画された室を規制範囲とする。

（ 危省令第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、
第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項
並びに第28条の60の3第2項 ）

【通常の区画室単位の規制パターン】

例示は、区画室単位の2許可施設（第4－2－1図及び2図参照）



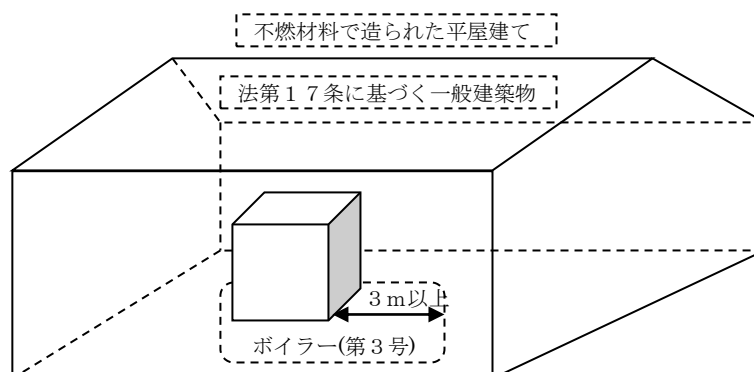
第4－2－1図 階層設置の例

第4－2－2図 同一階設置の例

なお、離れて設置された区画室をあわせて一の一般取扱所とする特例は認められない。

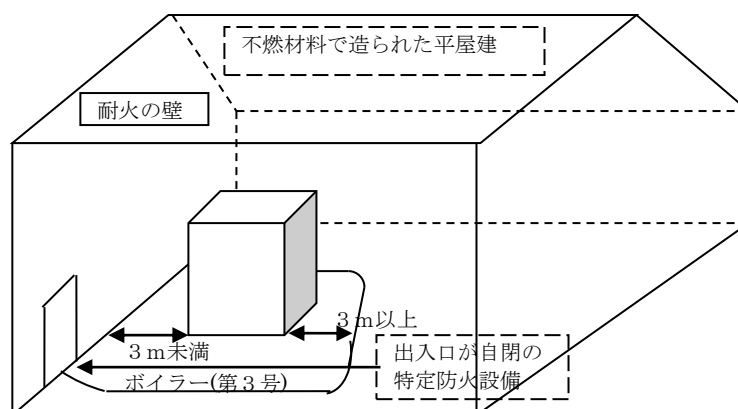
イ 設備単位の部分規制は、当該設備を規制範囲とする（第4－3－1図参照）。

〔 危省令第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、
第28条の60第4項並びに第28条の60の2第3項 〕



第4-3-1図 設備単位の部分規制の例

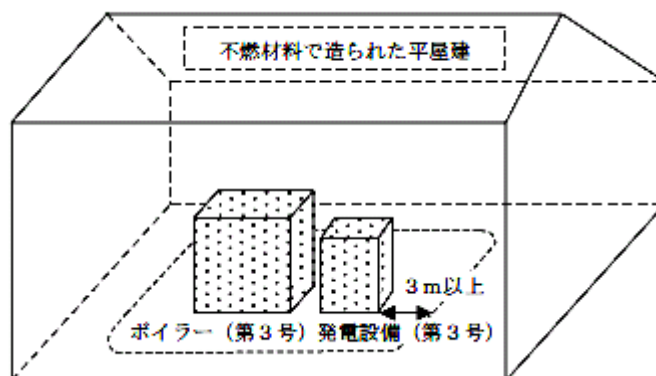
周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）（第4-3-2図参照）。



第4-3-2図 設備単位の部分規制の例

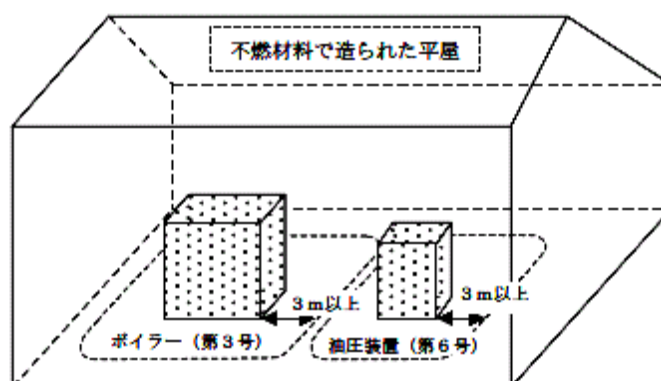
(ア) 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とする場合の主たる取扱形態は、次の順によること（第4-3-3図参照）。

- ・ 取り扱う危険物の指定数量の倍数が大きいもの
- ・ 取り扱い面積の広いもの
- ・ 低引火点危険物を使用しているもの



第4-3-3図 同一の取扱形態をまとめて、設備単位の1許可施設にした例

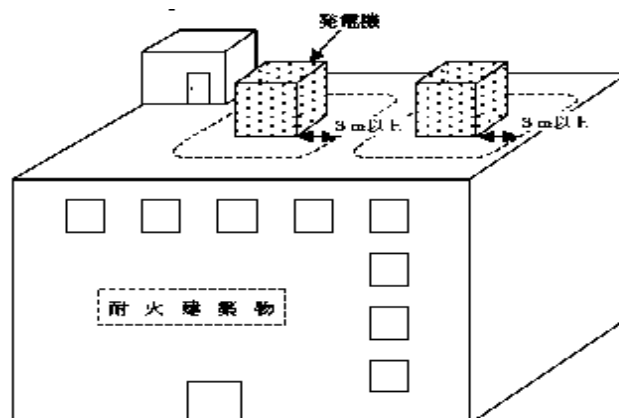
- (イ) 同一室内に、異なる基準を適用する一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に設ける幅3m以上の空地は、相互に重ならないこと（第4-3-4図参照）。



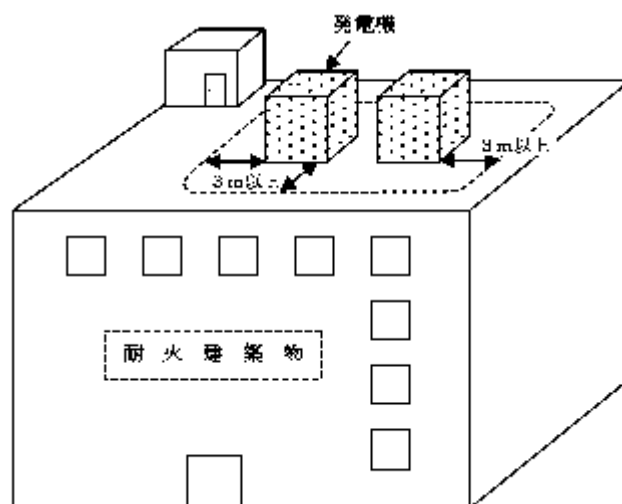
第4-3-4図 異なる取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

- ウ 屋上の設備単位の規制は、当該設備（ボイラー又はバーナーで危険物を消費するものに限る）を規制範囲とする（第4-4-1図及び2図参照）。

〔危省危政令第28条の57第4項〕

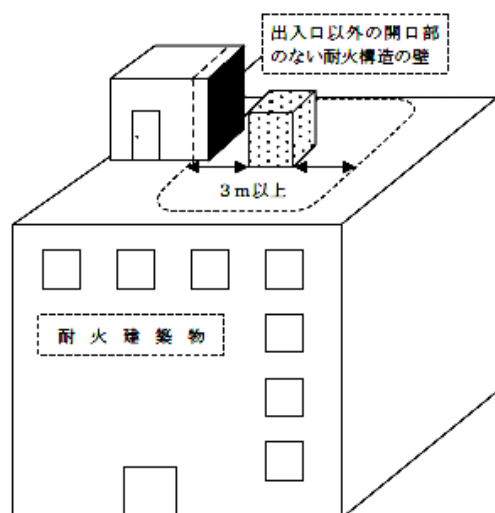


第4-4-1図 屋上に発電機を設置するため、設備単位の2許可施設にした例



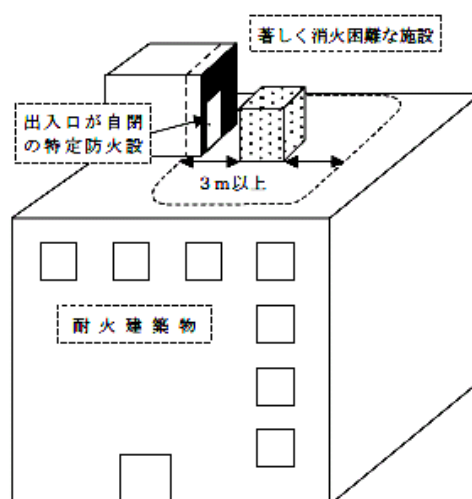
第4-4-2図 2許可施設としないで、まとめて1許可施設にした例

周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）（第4-4-3及び4図参照）。



第4-4-3図

周囲の空地内に出入口以外の開口部のない耐火構造の壁がある例



第4-4-4図

周囲の空地内にある建築物の壁に自閉の特定防火設備がある例

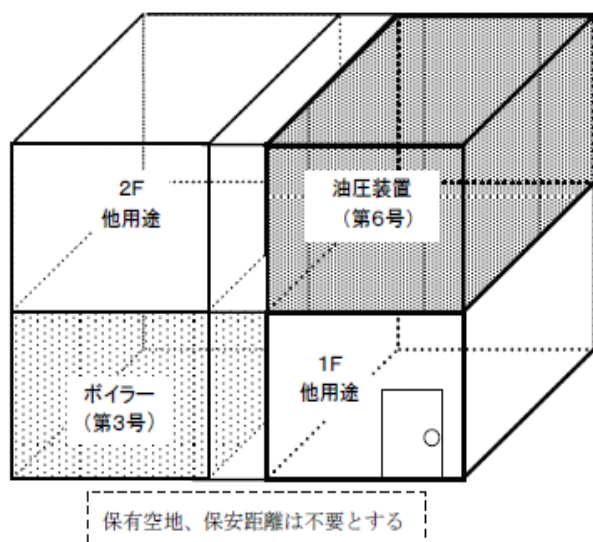
(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

ア 危政令第19条第2項各号のうち一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態も有する一般取扱所（以下「複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所」という。）は、前(2)の部分規制の基準が適用できないので、危政危政令第19条第1項又は同条第2項の基準の特例適用施設とすることができる。また、この場合は次によること。

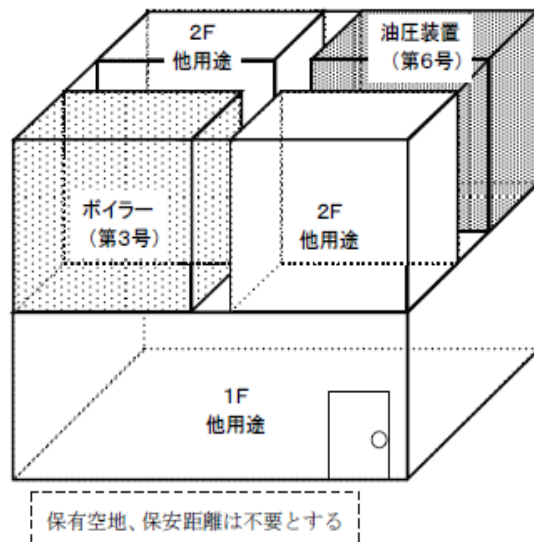
- ・当該一般取扱所の主たる取扱形態は、前(2)イ(7)によること。
- ・当該一般取扱所を区画室単位として規制する場合には5(3)の基準によること。
- ・当該一般取扱所を設備単位として規制する場合には、危政令第19条第2項各号の基準をそれぞれ満足させること。

【特例適用の区画室単位の規制パターン】

特例を適用した危政令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を区画室単位の1許可施設とした例（第4-5-1図及び2図参照）



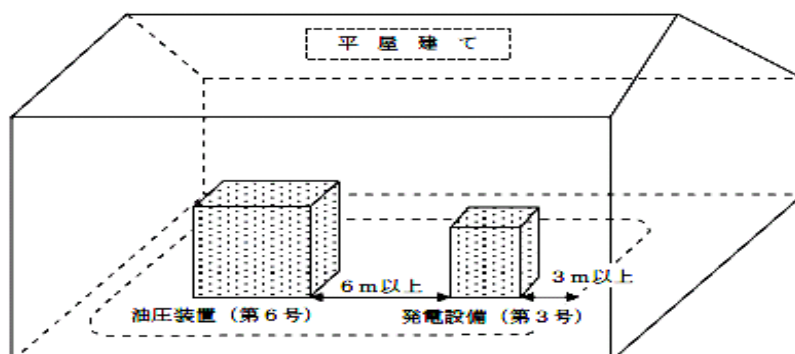
第4-5-1図 階層の場合



第4-5-2図 同一階の場合

【特例適用の設備単位の規制パターン】

特例を適用した危政令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を設備単位の1許可施設とした例（第4-6図参照）

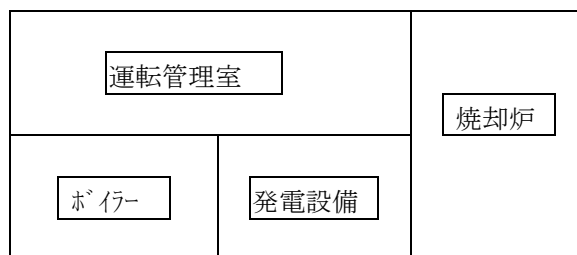


第4-6 設備単位の1許可施設とした例

イ 建築物内に危政令第19条第2項第1号から第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる（(イ)による場合は第1号及び第8号を除く。）一の一般取扱所と同様の形態を有する一般取扱所を複数設置するものは、次のいずれかの規制範囲とすることができる。（平元.7.4消防危第64号質疑）。

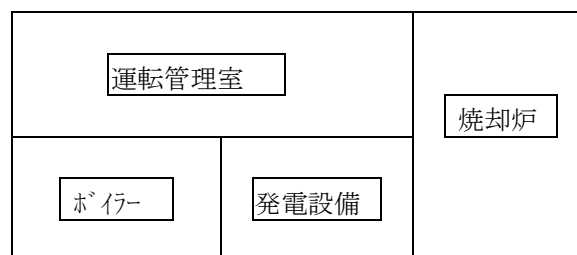
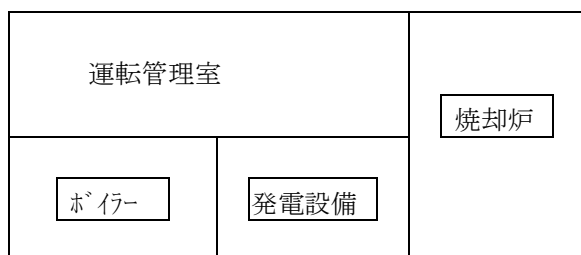
(ア) 区画室単位の規制ができる場合（第4－7－1図参照）

- ・危政令第19条第1項で規制する場合
- ・建物全体を危政危政令第19条第2項で規制する場合



第4－7－1図 危政令第19条第1項又は第2項の特例で1許可施設とした例

- ・危険物を貯蔵、取り扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位とした危政危政令第19条第2項（第4－7－2図及び3図参照）



第4－7－2図

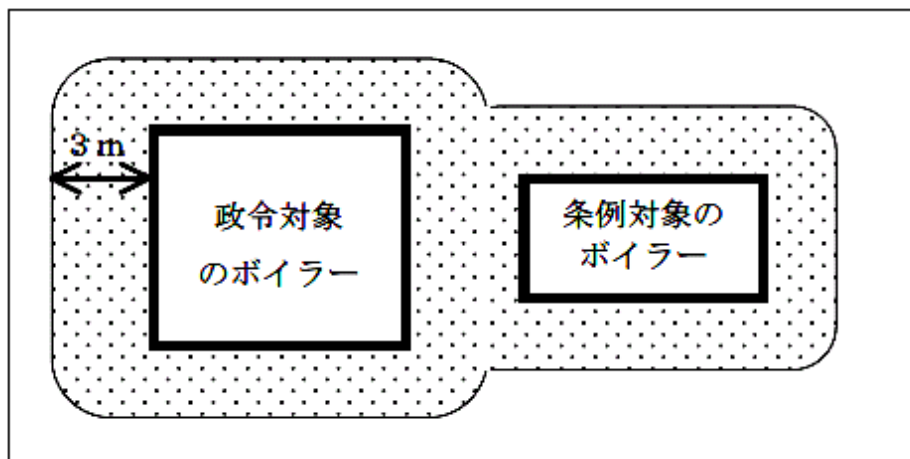
**危政令第19条第2項の3許可施設
物施設とした例**

第4－7－3図

**危政令第19条第2項の3許可施設と非危険
物施設とした例**

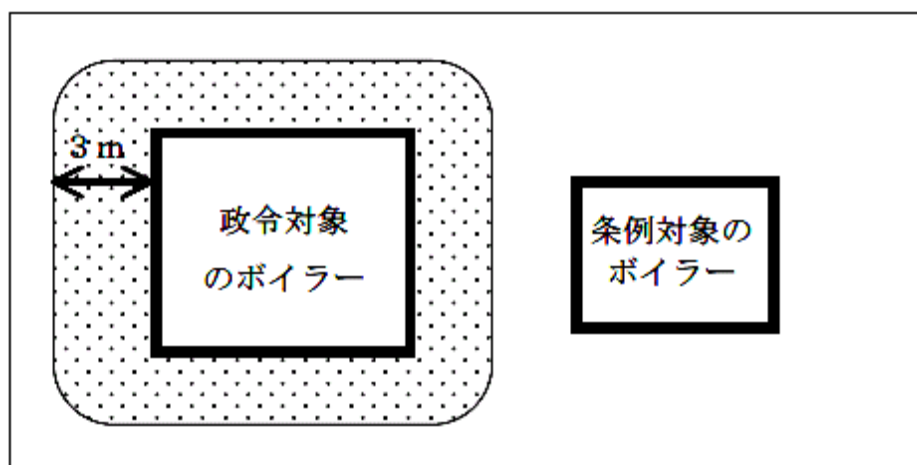
(イ) 設備単位の規制ができる場合

- ・危政令第19条第1項で規制する場合
- ・建物全体を危政令第19条第2項で規制する場合
- ・危政令対象設備と条例対象設備を併せて、危政令第19条第2項で規制する場合（第4－7－4図参照）



第4-7-4図 危省危政令第28条の57第3項の一般取扱所の例

- ・ 危政令対象設備のみを危政危政令第19条第2項で規制し、条例対象設備は、火災予防条例の基準とするもの（第4-7-5図参照）。



第4-7-5図 危省危政令第28条の57第3項の一般取扱所と少危の例

3 許可数量の算定

製造所の例によるほか、次によること。

- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバータンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定する。
なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

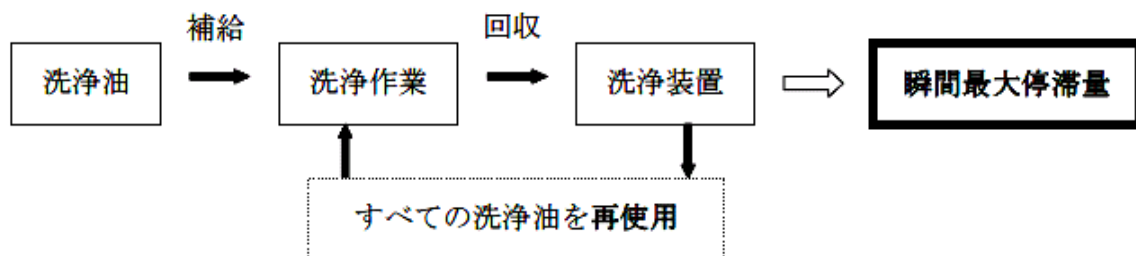
なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設を含む。）や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して1日

における最大となる量とする。

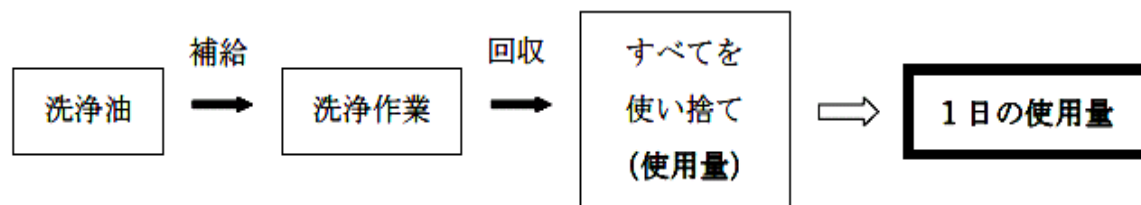
また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、許可数量等の算定にあたって合算する。

- (3) 移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする一般取扱所は、1日当たりの最大充てん量とする。
- (4) 危政令第19条第2項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、地下専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (5) 危政令第19条第2項各号に規定する取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所については、それぞれの取扱形態ごとの指定数量の倍数を合算するものとする。ただし、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数（危険物取扱数量）を超えないものとする。
- (6) 危政令第19条第2項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

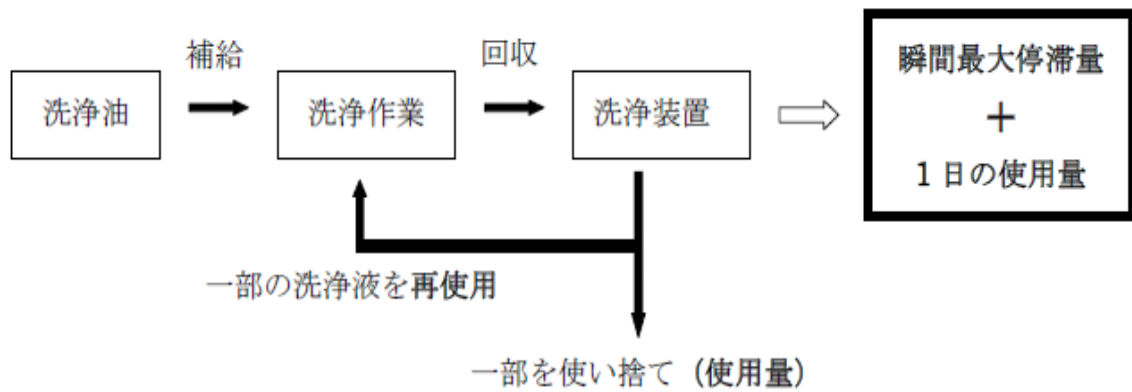
〈例1〉 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



〈例2〉 洗浄後、すべての危険物を使い捨てする場合



〈例3〉洗浄後、一部の危険物を使い捨てする場合



- (7) 危政令第19条第2項に規定する熱媒体油循環装置の一般取扱所については、熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量とする。

4 技術基準の適用

一般取扱所は取り扱う危険物の種類、数量、取扱形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のように区分される。

第4－1表 各種の一般取扱所に適用される基準

区 分		危 政 危	危 省 危政
一般取扱所		1 9 I	
	火薬類	1 9 I + 4 1	7 2
	高引火点危険物	1 9 I + III	2 8 の 6 1
	アルキルアルミニウム等	1 9 I + IV	28の63・28の64
	アセトアルデヒド等	1 9 I + IV	28の63・28の65
	ヒドロキシルアミン等	1 9 I + IV	28の63・28の66
特定の用途のもの		1 9 I + II	2 8 の 5 4
	① 吹付塗装作業等	1 9 I + II (1)	2 8 の 5 5
	② 洗浄作業	1 9 I + II (1の2)	2 8 の 5 5 の 2
	③ 焼入れ作業等	1 9 I + II (2)	2 8 の 5 6
	④ ボイラー等	1 9 I + II (3)	2 8 の 5 7
	屋上設置	1 9 I + II (3)	2 8 の 5 7
	⑤ 充てん	1 9 I + II (4)	2 8 の 5 8
	高引火点危険物	1 9 I + II (4)+III	2 8 の 6 2
	⑥ 詰替え	1 9 I + II (5)	2 8 の 5 9
	⑦ 油圧装置等	1 9 I + II (6)	2 8 の 6 0
	⑧ 切削装置等	1 9 I + II (7)	2 8 の 6 0 の 2
	⑨ 熱媒体油循環装置	1 9 I + II (8)	2 8 の 6 0 の 3

注：算用数字は条を、ローマ数字は項を、（ ）内は号を表している。

これら複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、施設の形態に応じて設置者の意思により選択できるものである。

5 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

製造所の基準が準用されるが、次の形態の一般取扱所については、それぞれの基準によること。

ア 製油所、油槽所におけるドラム充てん所（昭36.5.10自消甲予発25号通知）

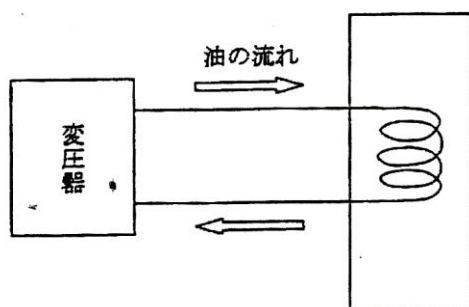
第1石油類又は第2石油類を、ドラム缶等容器充てん作業から出荷までの過程で容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、温度管理等の防火上安全な措置を講じさせること。

イ 発電所、変電所及び開閉所（昭40.9.10自消丙予発第148号通知）

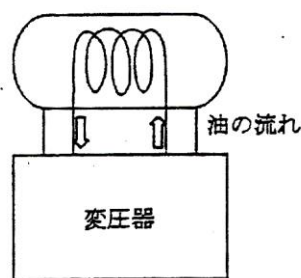
発電所、変電所及び開閉所（以下「発電所等」という。）については、次によること。ただし、発電所等には、自家用変電設備も含まれるものとする。

- (ア) 発電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法危政令の規制の対象としないものとすることができる。

なお、「これらの附属装置等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第4-8-1図及び第4-8-2図のような変圧器油を冷却するための附随設備（別置型冷却器）等がある。



第4-8-1図 油を冷却するための設備の例



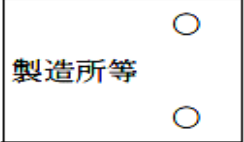
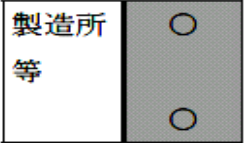
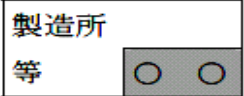
第4-8-2図 油を冷却するためのタンクの例

- (イ) 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第9条第1項第4号及び第6号から第9号まで並びに第12号の規定を適用しないものとし、消火設備については、危省令第33条の規定に該当する一般取扱所にあつては、第1種から第3種までの消火設備の設置を第4種消火設備とすることができ、危省令第34条の規定に該当する一般取扱所にあつては、第5種消火設備を設置しないこ

とができる。

また、危政令第9条第1項第1号及び第2号についても上記と同様に適用しないものとする。

なお、一般取扱所に該当する発電所等とは、5(1)イ(ア)以外の装置（圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電所等に関連する装置）と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいう。

形 態 別	形 態 の 概 要	規 制 範 囲	倍 数 算 定
1	 1 イ(ア)による機器のみを設ける。 2 変電室は独立専用とする。	規制なし (法17条による規制)	算定しない。
2	 製造所等にイ(ア)による機器を設ける。	建物全体を規制する。 (危政令による規制)	合算する。
3	 1 製造所等と区画し、イ(ア)による機器のみを設ける。 2 変電室との区画の壁は耐火構造、出入口は自閉式の特防火設備とする。	規制なし (変電室は法17条でとらえ、製造所等は危政令による規制)	算定しない。
4	 製造所等に隣接してイ(ア)による機器のみを設ける(区画は不燃材料、金網等)	建物全体を規制する。 (危政令による規制)	合算する。

凡例：  ……変電室等
○ ……イ(ア)による機器

第4-2表 自家用変電設備の規制

備考：形態4において消火設備を設置する場合

危省令第33条第1項に該当する高引火点危険物のみを100℃以下の温度で取り扱う一般取扱所に、建築物その他の工作物を包含するよう同条第1項第2号に掲げる消火設備を設置する場合には、変電室にも適応する消火設備を設置するか、又は建築物その他の工作物及び変電室に適応する消火設備をそれぞれ設置する必要がある。

(ウ) 自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているものの他に建物内に併

設されている場合がある等種々であるので、自家用変電設備の規制は第4－2表による。

ウ 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

共同住宅等の燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）により運用するものとする。

【以下「ウ」の項について、別添として記載】

第1 共同住宅等における燃料供給施設に関する消防法危政令の適用等

共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等（以下「共同住宅等」という。）に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅等の燃料供給施設」という。）については下表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる法令が適用されること。

区 分	消防法危政令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第3章が適用
燃焼機器等	法第9条に基づき市町村の火災予防条例が適用
冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第3章が適用

＊表中の用語の定義については、次のとおり。

「専用タンク」：灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用使用するタンク。ただし、表中の冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができること。

「中継タンク」：専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク

「戸別タンク」：専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク。

「供給配管等」：専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

「燃焼機器等」：戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

第2 一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する運用

1 燃料供給施設の位置、構造及び設備に関する事項

燃料供給施設のうち、別紙1に掲げる要件に適合するものにあつては、一般取扱所として次により運用して差し支えないこと。

- (1) 危政令第19条第1項において準用される危政令第9条の規定のうち、同条第1項第1号、第2号、第4号から第16号まで及び第18号から第20号までについては、危政令第23条を適用し、当該規定を適用しないこととして差し支えないこと。
- (2) 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができること。なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあっては、第1の表中の取扱いによること。

2 危険物取扱者に関する事項

危険物施設となる共同住宅等の燃料供給施設においては、法第13条第3項の規定に従って危険物の取扱いを行う必要があること。

- (1) 専用タンクに危険物を荷卸しする場合は、荷卸しする移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と一般取扱所の危険物取扱者の双方が立ち会う必要があること。
- (2) 通常の燃料消費に伴う危険物の取扱いについても、危険物取扱者による取扱い等が必要であるが、次のいずれかにより運用することとして差し支えないこと。この場合において、当該施設における監視・制御等の方法、これに係る人員・組織等について、あらかじめ明確化されていること（別紙1）。

ア 危険物取扱者の資格を有する共同住宅等の管理人等が監視・制御等を行う方式（数棟を一括管理している場合を含む。）

イ 共同住宅等が管理会社、燃料の販売店等に業務を外部委託し、当該管理会社、販売店等の危険物取扱者が監視・制御等を行う方式（ウに掲げる場合を除く。）。

この場合において、当該危険物取扱者は、監視・制御等を行う共同住宅等において、異常がないことを1日1回以上確認すること。

ウ 電話回線等を活用して、戸別タンクへの灯油等の供給に関する監視・制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う方式

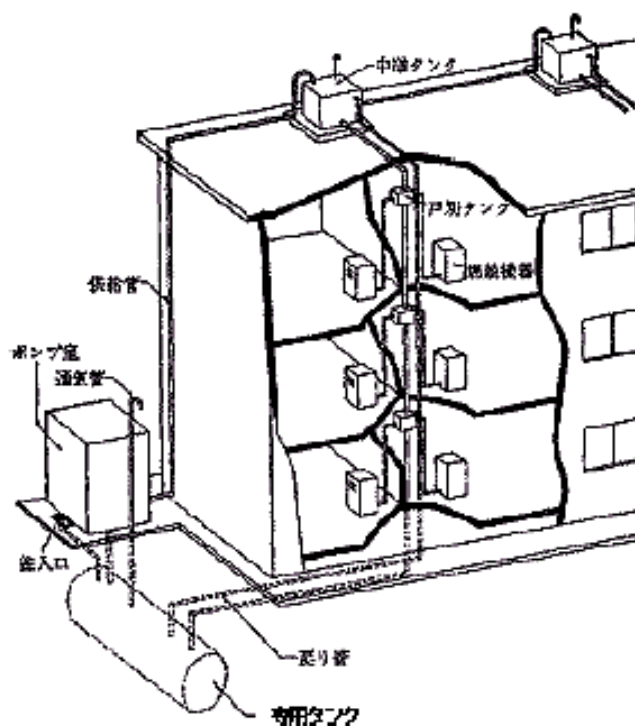
なお、危険物の取扱い状況を監視することはできるが、遠隔制御することができない方式にあつては、漏えい等の異常を検知した場合に即応できる体制を構築する必要があること。

また監視・制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該施設の監視・制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

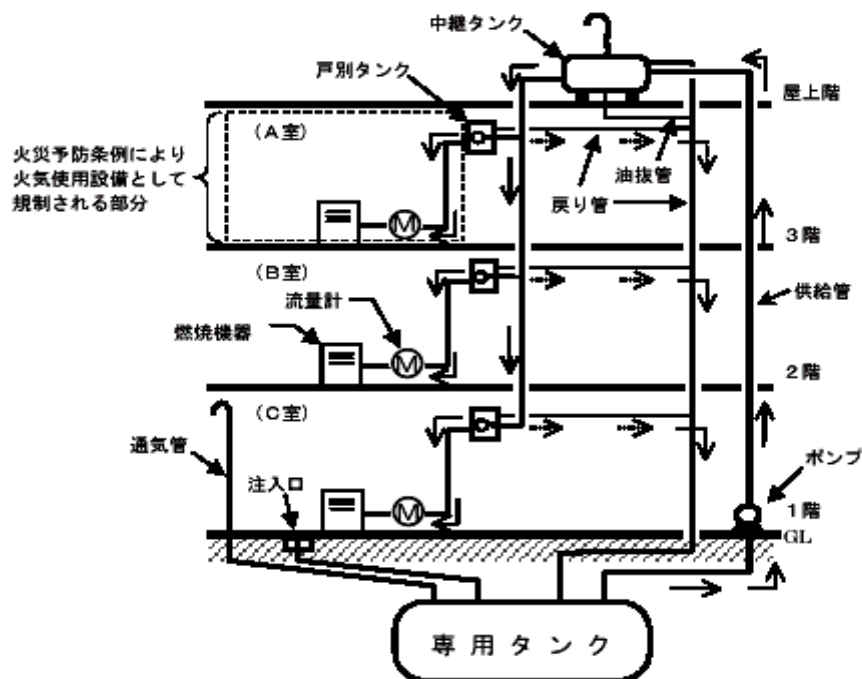
一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する技術指針

1 中継タンクを有する供給方式（例図1～2）

- (1) 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とすること。
- (2) 専用タンクは、危政令第12条第1項（第3号を除く。）若しくは第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第3号を除く。）又は第13条第1項（第5号を除く。）第2項若しくは第3項（これらの項においてその例によるものとされる同条第1項第5号を除く。）の規定の例によること。

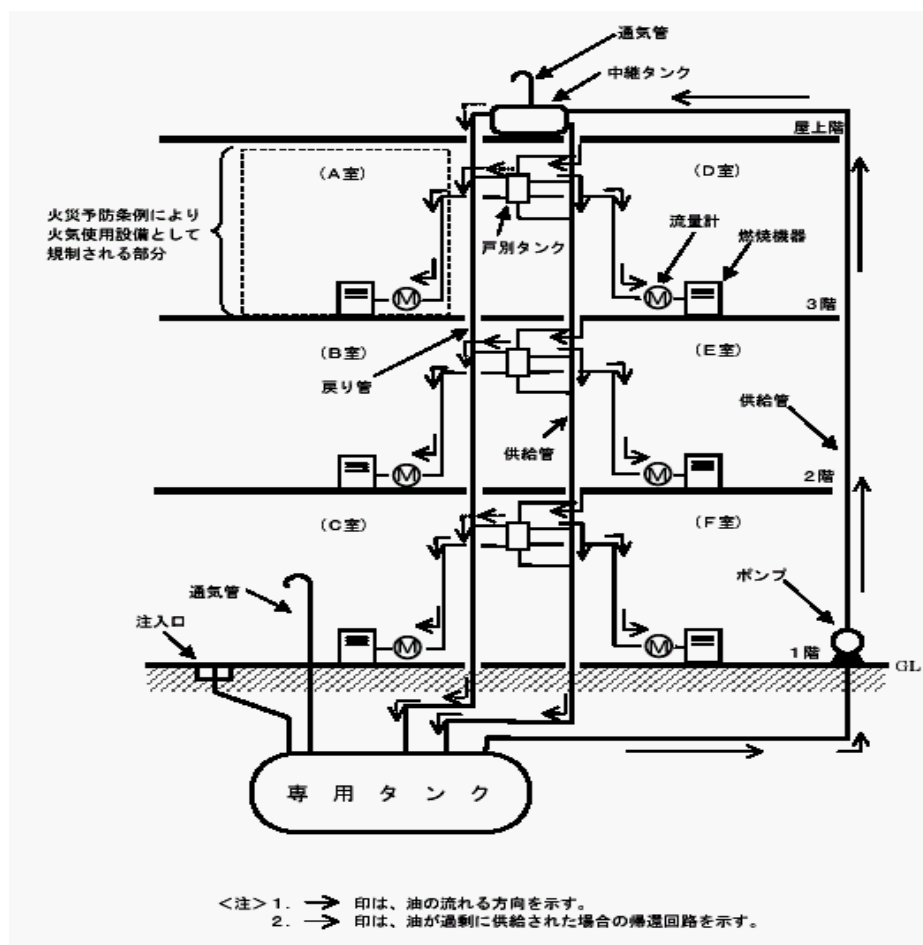


例図1 中継タンクを有する方式



<注> 1. → 印は、油の流れる方向を示す。
2. → 印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

例図 2-1 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例 1）



<注> 1. → 印は、油の流れる方向を示す。
2. → 印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

例図 2-2 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例 2）

(3) 中継タンクは、次によること。

ア 一の中継タンクの容量は、1000ℓ 未満とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができること。

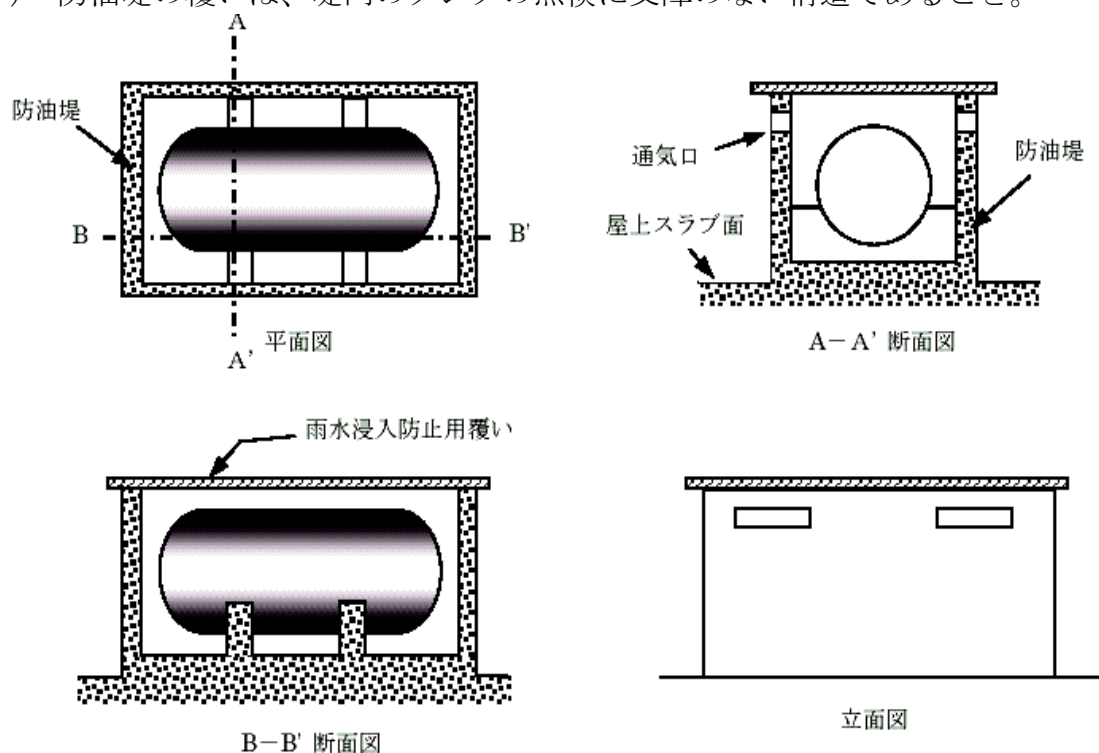
イ 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設けること。（例図3）

(ア) 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とすること。

(イ) 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造であること。

(ウ) 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。

(エ) 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。



例図3 中継タンクの防油堤概略図

ウ 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。

エ 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を(4)キに規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設けること。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径の1.5倍以上の径とすること。

オ 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。

カ 中継タンクは、アからオまでによるほか、危政令第11条第4号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第5号から第9号、第11号及び第12号又は第12条第5号から第8号及び第10号から第11号の規定の例によること。ただし、容量200ℓ以下の中継タンクの板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板とすることができる。

(4) 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設けること。この場合において、戸別タンクは次によること（例図4）。

ア 戸別タンクの容量は、30ℓ以下とすること。

イ 戸別タンクは、厚さ1.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること。なお、通気管は、設けないことができるものであること。

ウ 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設けること。

エ 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

オ 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。

カ 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに継続された専用の戻り管を設けることとし、その口径は、供給用の配管の口径の1.5倍以上の径を有するものとする。ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない（例図4-2）。

ク 戸別タンクの戻り管には、弁を設けないこと。

ケ 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置が設けられていること。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りるものであること。

(5) 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。

ア 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接等によること。

イ 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。

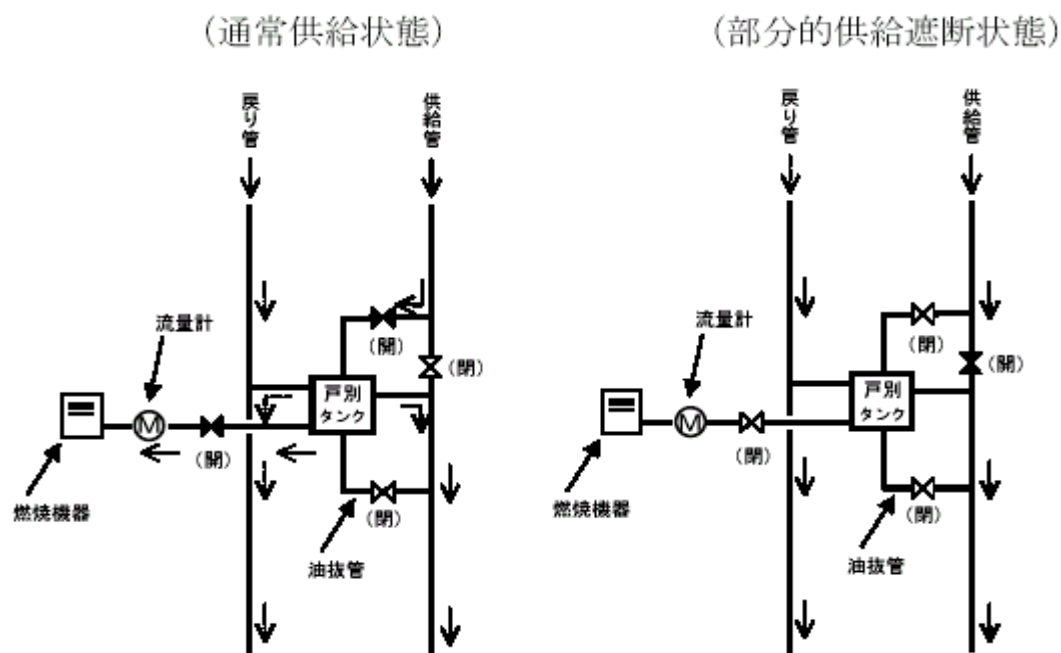
ウ 配管には、見易い箇所に扱う危険物の物品名を表示すること（幅30cm以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）。

なお、当該表示については、室内にある配管にあつては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に1箇所以上表示す。

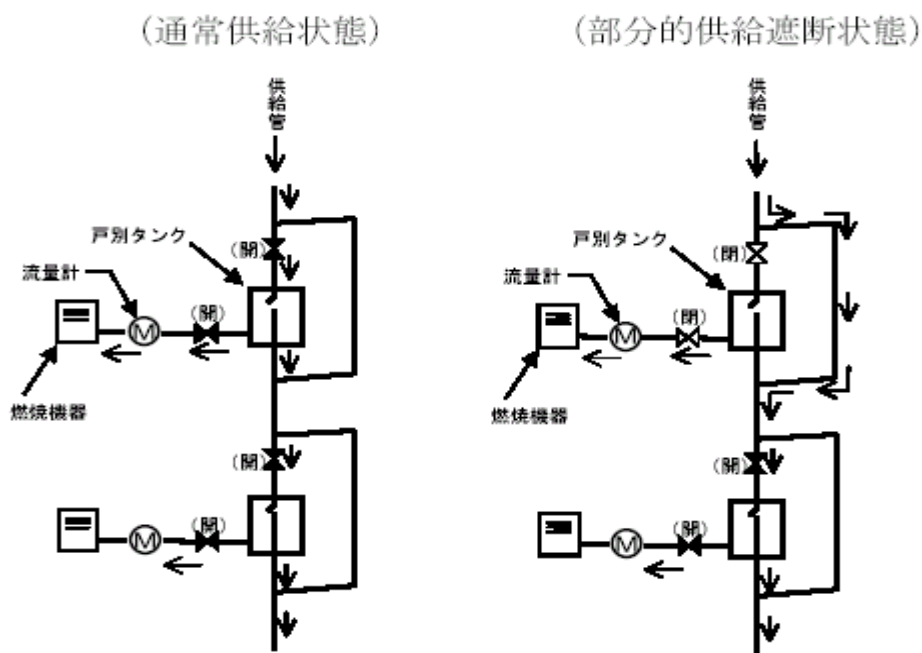
エ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯

油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設けること（例図4）。

オ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、エの弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられていること（例図4）。



例図4－1 燃料供給系詳細図（系統例1）



例図4－2 燃料供給系統詳細図（系統例1）

(3) 消火設備は、次によること。

ア 専用タンクには、第5種の消火設備を2個以上設けること。

イ 中継タンクには、第5種の消火設備を1個以上設けること。

ウ 戸別タンクに対する第5種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに1個以上設けること。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に1個以上設けることで差し支えない。

なお、当該消火設備については、法第17条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできないこと。

(4) その他の設備

ア 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有すること。

イ 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること（地：赤色、文字：白色）。

2 中継タンクを有しない供給方式（例図5）

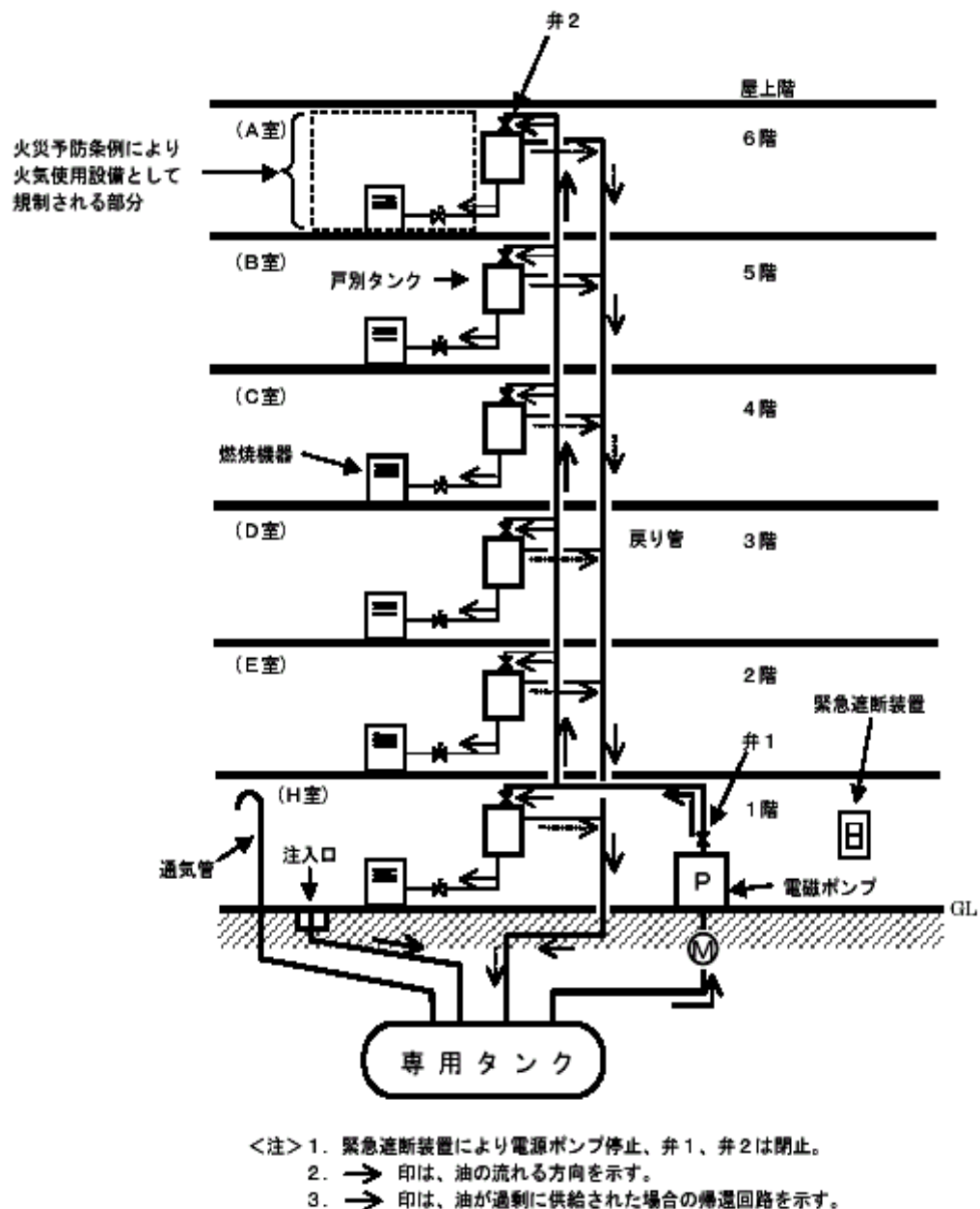
(1) 設置場所は、1 (1) の例によること。

(2) 専用タンクは、1 (2) の例によること。

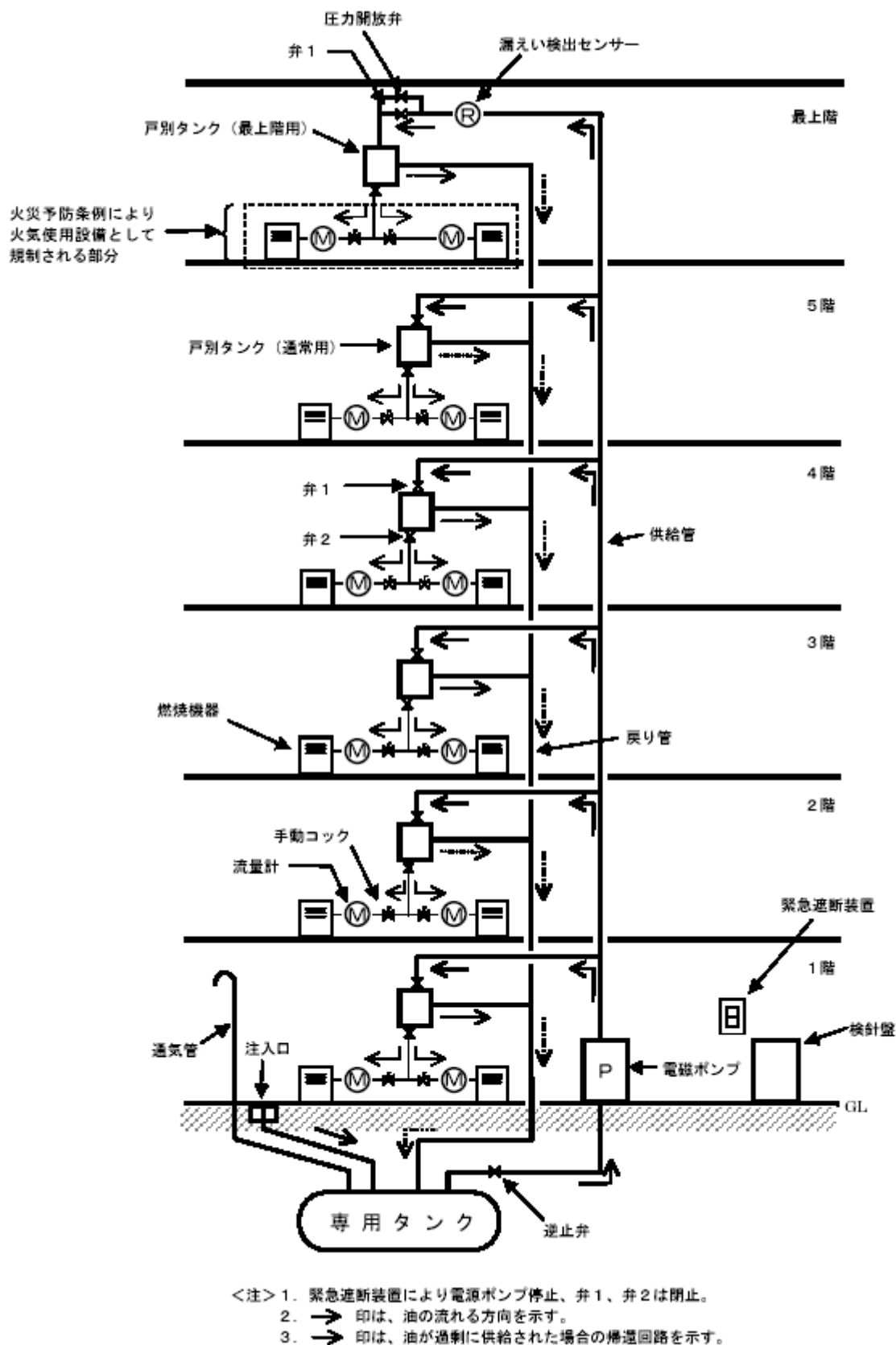
(3) ポンプは電磁ポンプとし、次によること。

ア 電磁ポンプは、油漏れのない構造であること。

イ 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設けること。



例図5-1 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例1）



例図5-2 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例2）

(4) 戸別タンクは、1 (4) の例によるほか、次によること（例図6）。

ア 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御すること。

(イ) フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放すること。

(イ) フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖すること。

(ウ) フロートスイッチの故障に備えて、(イ)の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設けること。

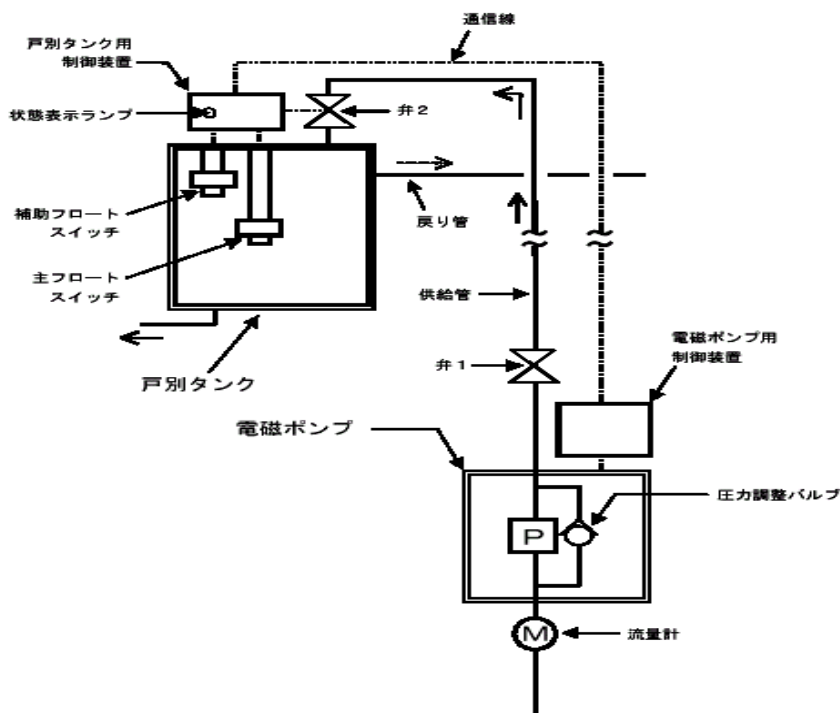
(エ) フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖すること。

イ 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示すること。

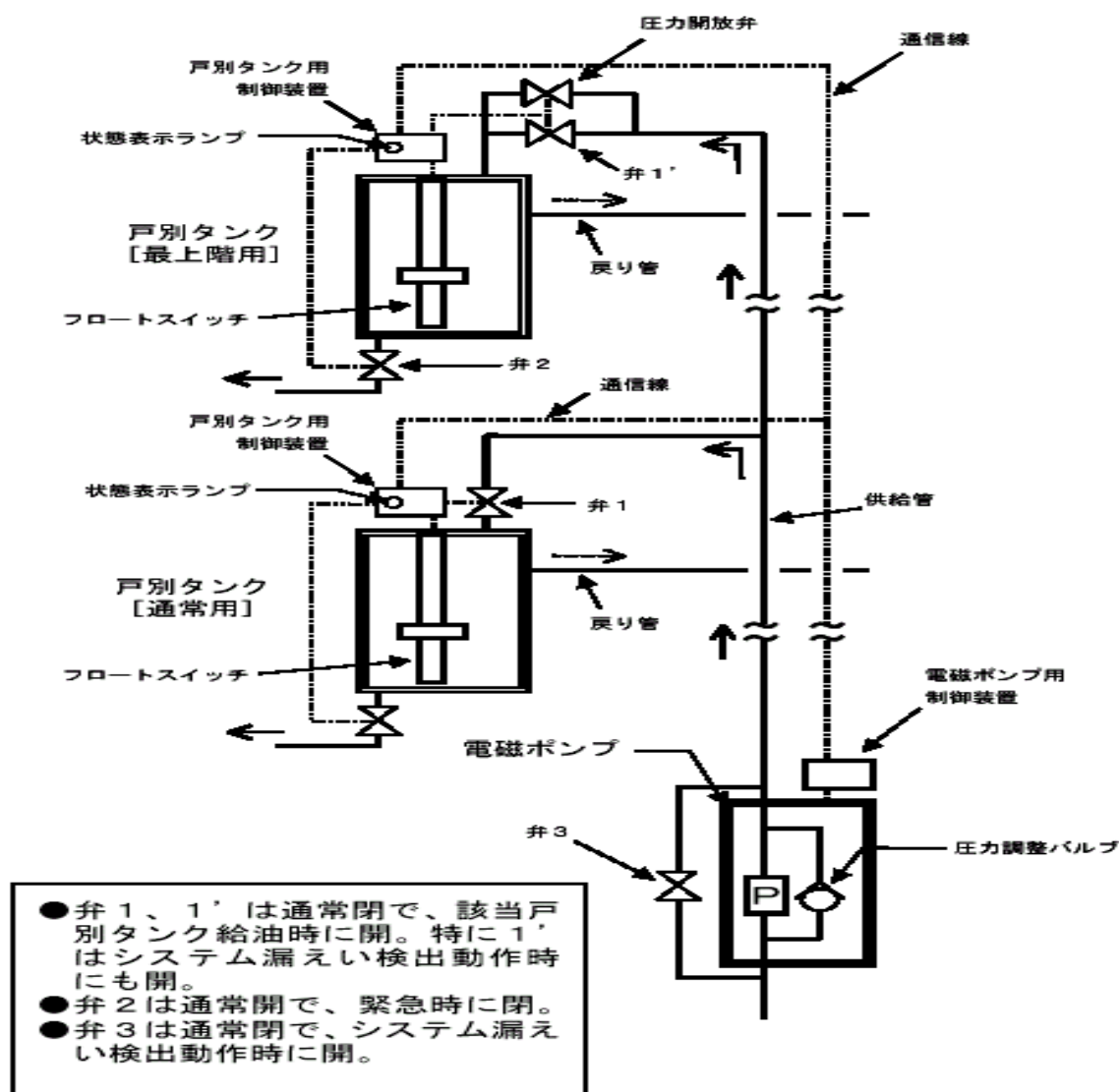
ウ 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設けること。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものであること。

エ 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に2.5m以下とすること。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。

(5) 配管は、1 (5)によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設けること。



例図6－1 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例1）



例図6-2 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例2）

(6) 消火設備は、1 (6)ア、ウによること。

(7) その他の設備は、1 (7)イによるほか、次によること。

ア 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設けること（例図5）。

イ 緊急遮断装置には、1 (7)イと同様の標識を設けること。

ウ 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止すること。

エ 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ（以下「オイルリフター」という。）を設置する場合は、次によること。

(ア) オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないこと。

(イ) オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有すること。

- (ウ) オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置すること。
この場合において、当該戻り管には弁を設けないこと。
- (エ) オイルリフターは、十分な容量（1ℓ以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されていること。

3 その他

1 及び 2 によるほか、次に係る事項を明確にすること。

- (1) 供給設備の監視、制御等を行う場所
- (2) 供給設備の監視、制御等を行う体制
- (3) 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

※ 廃止する通知一覧

- 1 昭和44年11月26日付け消防予第269号消防庁予防課長通達「配管による灯油の供給施設に関する運用基準について」
- 2 昭和45年5月4日付け消防予第83号秋田県厚生部長あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の建築物制限」
- 3 昭和45年8月4日付け消防予第159号東京消防庁消防総監あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の設置対象物」
- 4 昭和45年9月11日付け消防予第183号北海道総務部長あて予防課長回答「配管による重油の供給施設」
- 5 昭和56年7月29日付け消防危第98号岐阜県あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設」
- 6 昭和60年11月8日付け消防危第126号北海道あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設の主タンク」
- 7 平成12年3月14日付け消防危第24号北海道総務部長あて危険物規制課長回答「階層住宅における暖房・給湯用燃料の供給システムについて」

エ シールド（掘削機械）工事の一般取扱所

シールド工法とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業〔掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業〕を行い、トンネルを構築していく工法をいう。

(ア) 適用範囲

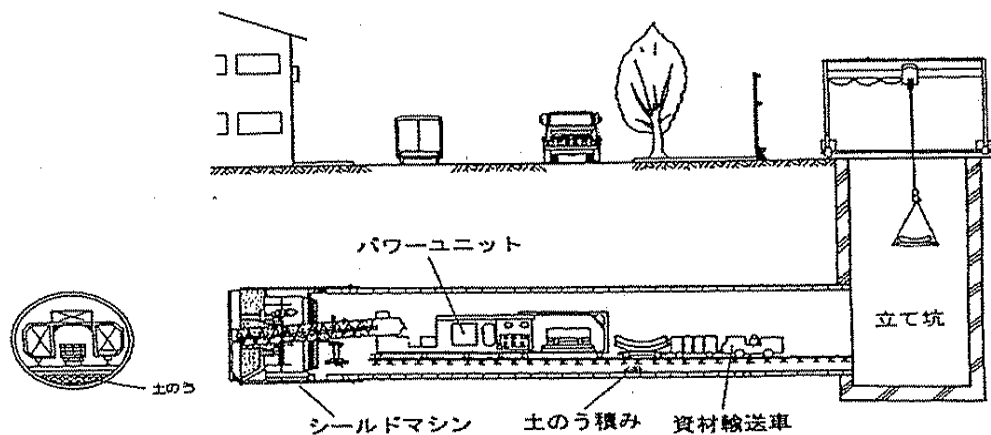
地下鉄、下水道工事等で掘削及びその他の工事において危険物を取り扱う一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

(イ) 規制範囲等

- a 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分とする。
- b 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行う。
- c 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有する場合は、到達点が同一場所であるか否かを問わず一の一般取扱所とする。
- d 特例の適用範囲については、危政令第19条において準用する危政令第9条の基準のうち同条第1項第1号、第2号、第9号、第12号及び第21号に係るものとする。

(ウ) 構造、設備

- a 坑内に設ける事務所、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とすること。
- b 油圧設備には流出防止措置を講ずること。



第4-9図 流出防止措置の例

- c 後続台車に設けられた圧油タンクは、製造所の20号タンクに準じた構造とすること。
- d 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設けること。
- e 変圧器は原則として乾式のものとする。

(エ) 消火設備

- a 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取扱い実態により危険物に適応する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは第4種消火設備のいずれかを設けること（圧気工法による場合は固定式に限る。）。
- b 第5種消火設備は、次によること。
 - (a) 防護範囲には適応する消火器を2個以上、有効に活用できる位置に設けること。
 - (b) トンネル、立坑等には、適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設けること。

(オ) 警報設備

- a 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設けること。
- b 非常ベル等を、作業員に容易に知らせる範囲に設けること。

(カ) その他

- a 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設けること。
- b 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設けること。
- c 防護範囲内で溶接、溶断等する場合は、火災等を予防するための措置を講じること。
- d シールド工事は、廃止の届出が提出されるまで順次移動していくため、設置許可時における審査において、作業途中における点検や油抜き取り作業の有無等を含めた工程表を添付させること。

オ トラックターミナルの一般取扱所（昭57.8.11消防危第82号質疑）

一般取扱所として規制されるトラックターミナルとは、貨物の荷さばきをするための中継基地として一般貨物のほか、指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいう。

(ア) 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。

(イ) 危険物の品名

当該一般取扱所において取り扱う危険物は、第二類危険物のうち引火性固体（引火点が21℃以上のものに限る。）、第四類危険物（特殊引火物を除く。）に限ること。

(ウ) 危険物の取扱い

- a 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができること。
- b 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限ること。

- c 前bの取扱場所は荷扱場に限ること。
- d 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置くこと。

(エ) 危険物の数量

- a 当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。
- b 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が50以下とすること。

(オ) 位置、構造及び設備

- a 保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を準用すること。
- b 荷扱場の床はコンクリート舗装とし、貯留設備を設置しないことができること。
- c 集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示すること。
 なお、排水溝には油分離装置を設置しないことができること。
- d 荷扱場床面に貯留設備を、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合にあつては、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄すること。

(カ) 消火設備

消火設備は、危政令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所にあつては、第1種又は第2種消火設備並びに第4種及び第5種の消火設備を、同項第2号に該当するものにあつては、第4種及び第5種消火設備を、同項第3号に該当するものにあつては、第5種消火設備をそれぞれ危省令第32条から第32条の3まで、第32条の9、第32条の10（ただし書部分を除く。）、第32条の11（ただし書部分を除く。）の規定に基づいて設置すること。

なお、この場合、一のトラックターミナル荷扱場において、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）が複数あるものにあつては、当該運輸業者の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置すること。

(キ) その他

上記以外については、法令の定める基準どおりとすること。

カ 採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所（昭61.8.26消防危第34号質疑）

(ア) 適用範囲

採掘現場等において車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）が作業する一定の範囲を規制範囲とし、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械への燃料給油行為と燃料消費行為を行う一般取扱所として規制し、取り扱う危険物は、引火点40℃以上のものに限るものとする。

(イ) 規制対象設備

車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）及び採掘等に係る工作物及び設備とする。

(ウ) 取扱最大数量

規制対象設備における危険物の最大数量とする。

(エ) 位置、構造及び設備

危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定を適用しないことができる。

(オ) 消火設備

車両系建設機械1台に第5種消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種消火設備を1個以上設けること。

キ 動植物油類の一般取扱所（平元. 7. 4消防危第64号質疑）

(ア) 適用範囲

- a 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵が10kl以上のものに限る。）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は適用となる。

一般取扱所の範囲は、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までとなる。

- b 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵が10kl以上のものに限る。）に附属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、払い出し先の形態に応じて適用となる場合がある。

例 払い出し先が製造所又は一般取扱所等の危政令対象物の場合は、払い出し先の附属配管となる。

払い出し先が複数の少危施設の場合は、1日に危険物が指定数量以上通過する配管は、一般取扱所として許可が必要となる。

(イ) 保安距離

保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。

(ロ) 保有空地

危政令第9条第1項第2号に「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く」とあることから、適用しない。

(ハ) 構造設備の基準

配管部分については、危政令第9条第1項第21号の配管の基準によるものとする。

ク ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所

(ア) ナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）

NaS電池とは、第二類の危険物の硫黄と第三類の危険物のナトリウムを密閉した金属円筒管に収めた電池（以下「単電池」という。）を複数組み合わせた電池

(以下「モジュール電池」という。)として使用されるものをいう。

(イ) 特例の適用要件

- a 当該施設で使用する単電池及びモジュール電池は、火災安全性能を有するものであること。

なお、危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合したものは、火災安全性を有するものとする。

- b 当該施設には、NaS電池及び関連する電気設備等（直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等）（以下「電池施設」という。）以外の設備等を設置しないこと。

(ロ) 規制範囲等

- a NaS電池を専用の建築物に設置する場合

危政令第19条第1項の一般取扱所とすること。

- b NaS電池を屋外のキュービクルで設置する場合

NaS電池を収めた屋外の金属製キュービクルは、工作物ではなく建築物とみなし、当該電池施設を危政令第19条第1項の一般取扱所とすること。

なお、金属製キュービクルの給換気口等の開口部にF Dが付く場合は耐火構造として扱うこと。

- c NaS電池を建築物の一部に設置する場合

設置する部屋を危政令第19条第1項の一般取扱所とすること。

(ハ) 構造、設備等

- a NaS電池を専用の建築物に設置する場合

電池施設が、次の(a)及び(b)の基準に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号並びに危政令第20条第1項の規定を適用しない。

(a) 保有空地

電池施設の建築物が壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とした建築物以外の建築物である場合には、電池施設の建築物の周囲に3 m以上の幅（当該建築物の外壁から3 m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

(b) 消火設備

- ① 危政令別表第5に定める電気設備の消火に適応する第5種の消火設備を電池施設の床面積100㎡以下ごとに1個設置すること。

- ② 電池施設の床面積が200㎡以下となる場合には、危政令別表第5に定める電気設備の消火に適応する第3種の消火設備を設置すること。

- b NaS電池を屋外のキュービクルで設置する場合

電池施設が、次の(a)から(c)の基準に適合するものは、危政令第19条第1項に

において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号並びに危政令第20条第1項の規定を適用しない。

(a) 保有空地

NaS電池のキュービクルが耐火構造（開口部にFDがない場合）以外である場合には、周囲に3m以上の幅（当該キュービクルの外壁から3m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

なお、電気設備等をNaS電池の保有空地外に設ける場合は、電気設備等の周囲に保有空地を必要としないこと。

(b) 消火設備

前記a、NaS電池を専用の建築物に設置する場合の消火設備に準じること。

(c) 警報設備

自動火災報知設備を設ける場合は、感知器をキュービクル内の火災の発生を有効に感知することができる場所に設置すること。

c NaS電池を建築物の一部に設置する場合

電池施設の範囲を建築物の一部に設ける室に限る場合、当該施設のうち、その位置、構造及び設備が次の(a)から(c)に掲げる基準に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号から第8号まで並びに危政令第20条第1項の規定は適用しない。

(a) 建築物の構造

NaS電池を設置する室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とすること。

(b) 窓及び出入口

NaS電池を設置する室の窓及び出入口には、防火設備を設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び当該室以外の部分との隔壁には、出入口以外の開口部を設けないこととし、当該出入口には、自閉式の特定防火設備を設けること。

また、当該室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(c) 消火設備

前記a、NaS電池を専用の建築物に設置する場合の消火設備に準じること。

(d) 遠隔監視の要件

電池施設の監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う場合の要件は、次によること。

a 制御に係る措置

(a) 次に掲げる異常又は回路遮断等（以下「異常等」という。）が発生した場合

合に、一般取扱所内に設置する制御装置により運転を停止し、かつ、負荷回路を自動的に遮断する措置が講じられること。

- ① 電池温度異常
- ② 電池電圧異常
- ③ 電池電流異常
- ④ 制御装置異常
- ⑤ 遠隔監視場所への運転状況データ通信用の公衆回線遮断

(b) ヒーター故障が発生した場合に、ヒーター回路を自動的に遮断する措置が講じられること。

b 監視に係る措置

(a) NaS電池は、監視、制御等の危険物取扱を当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことができること。この場合、主管課は当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ情報交換等を行うものとする。

(b) 制御に係る措置(a)の異常等又は故障が発生した場合に、警報を発し、かつ、警報内容が随時表示できる監視装置が設けられていること。

また、警報が発せられた場合には、危険物第2類及び第3類を取り扱うことができる危険物取扱者により必要な対応が随時とれること。

(c) 公衆回線遮断時においてもNaS電池の製造メーカー及び現場確認する電力営業所等に連絡・通報できる通信機器(携帯電話を含む。)があること。

(d) NaS電池施設内を監視できるモニターを設置するよう指導すること。

(h) 緊急連絡先の揭示

a 揭示場所は、一般取扱所の入口又は入口直近の見やすい場所とすること。

b 揭示内容は、次の事項を記載すること。

(a) 遠隔監視場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(b) 遠隔監視場所において制御装置から異常を監視装置に移報された場合に、現場確認又は初期対応させるために緊急連絡する電力会社の営業所等及びNaS電池製造メーカーの所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(i) その他

a 警報設備を設置する場合で、次に該当するものは遠隔監視場所に警報を発することができること。

(a) NaS電池を前記(ウ) a 又は b に設置する場合で無人となるもの

(b) NaS電池を前記(ウ) c に設置する場合で防災センター等がないもの

b 危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合したNaS電池にあつては、試験確認結果通知書(写)を申請書に添付させること。

(2) 危政令第19条第2項を適用することができる一般取扱所

ア 塗装、印刷、塗布の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号、危省令第28条の55)

- (ア) 該当する作業形態としては次のようなものがあるが、機械部品の洗浄作業は含まれない（平元. 7. 4消防危第64号質疑）。
- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
 - b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
 - c 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業
- (イ) 危省令第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1339号第1号の1のトに適合する壁（75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）が含まれるものであること。（平2. 10. 31消防危第105号質疑）。
- (ウ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、第17「換気設備等」の例によること。

イ 洗浄作業の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号の2、危省令第28条の55の2)

- (ア) 前記ア(イ)、(ウ)によること。
- (イ) 指定数量の倍数が10未満の場合には、危省令第28条の55の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- (ウ) 過熱を防止することができる装置には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。
- (エ) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒に攪拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。
- (オ) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。

ウ 焼入れ、放電加工機の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第2号、危省令第28条の56)

- ア(イ)（危省令第28条の56第2項第1号における場合）、(ウ)によるほか、次によること。
- (ア) 指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の56第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- (イ) 焼入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。
- (ウ) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。
- a 液温検出装置

加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

b 液面検出装置

加工液の液面が設定位置（工作物上面から50mm）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

c 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

d 自動消火装置

加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置をいい、「消防防災用設備等の性能評価について」（昭和57年11月30日付け消防予第243号消防庁予防救急課長通知）に基づき性能評定されたものを含む。

- (エ) 危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体（安全装置を含む。）に係る試験確認の適合品は、前(ウ)に掲げる基準に適合しているものとする。

なお、確認済機種にあつては、概略図書類を添付することで足りるものであること。

エ ボイラー、バーナー等の一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57）

ア(イ)（危省令第28条の57第2項第1号において準用する場合）、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

- (ア) 危政令第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる（平元.7.4消防危第64号質疑）。

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験等を行う装置は、これらに該当せず、危政令第19条第1項により規制すること。

- (イ) 指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の57第2項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を、10未満の施設については、危省令第28条の57第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる（平元.7.4消防危第64号質疑）。

- (ウ) 危省令第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

a 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものを設置するよう指導する。

b 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造であること。

c 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

d からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置であること。

e 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

(エ) 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲いの容量等は、第3「製造所」5(19)オ(ケ)によること。

(オ) 同一建物内においてボイラー、バーナー等の一般取扱所のある室内以外に設ける指定数量1/5以上のタンクは、20号タンクの基準によること。ただし、指定数量の1/5未満の設備は、20号タンクに該当しないものであること。

(カ) 屋上に設置するボイラー、バーナー等の一般取扱所については、次によること。
(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57第4項)

a 適用範囲

(a) 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置（以下「発電装置等」という。）で危険物（引火点40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの。

(b) 基準に適合する場合には、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができるものであること。

b 設備等

(a) 危省令第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

(b) ボイラー、バーナー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。

(c) ボイラー設備等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。

c 危険物を取り扱うタンク

(a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周

囲には、点検できる十分なスペースを確保すること。

(b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第3. 5 (19) オ(コ)に準じた戻り配管等を設けるよう指導する。

(c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危省危政令第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。

d 配管

危険物配管は、危政令第9条第1項第21号の規定によるほか、次により指導する。

(a) 配管は、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。

(b) 配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、切損等により危険物が漏えいした場合すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。

(c) 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

e 流出防止措置

(a) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。

(b) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備、油分離装置を省略することができる。

f 採光及び照明

危省令第28条の57第4項第4号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりが採れる場合に限り、省略することができる。

g 避雷設備

避雷設備は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。

h 消火設備

ボイラー・バーナー等を建築物の高さが31mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。

i その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人がいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。

オ 充てんの一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第4号、危省令第28条の58)

(ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）とを兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。

(イ) 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留及び

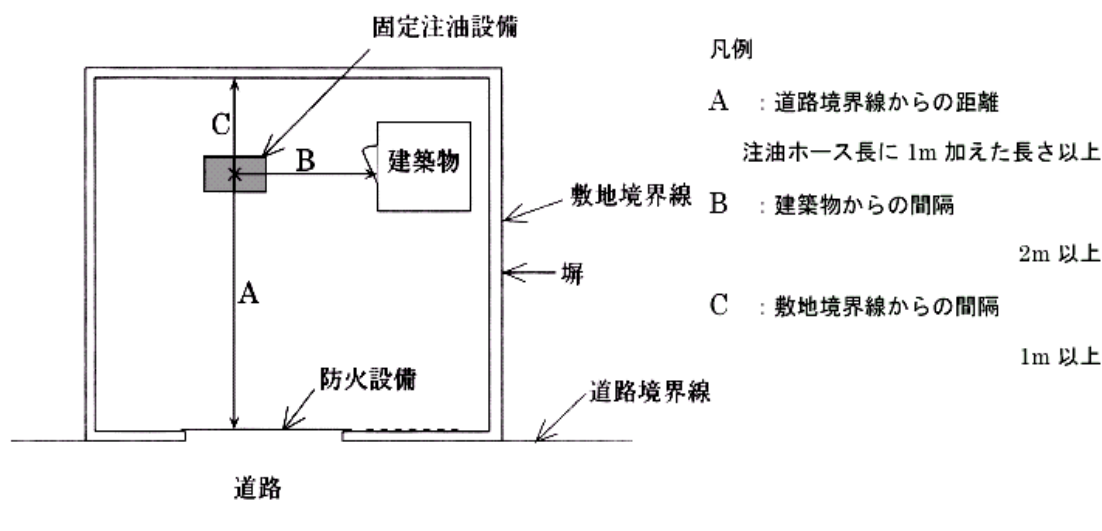
流出を防止する設備は、兼用することができる。

- (ウ) 詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものである。
- (エ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合には、危省令第25条の2)第2号ハからヘまで及び第4号を除く。)に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよう指導する。
- (オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するため定流量器等を設けるよう指導する。
- (カ) 当該施設には、専用の地下タンク貯蔵所を設置することができる。

カ 詰替えの一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第5号、危省令第28条の59)

- (ア) 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。
- (イ) 危省令第28条の59第2項第5号において、地下専用タンクは、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止する構造により、若しくは危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じて地盤面下に設置するものであること。
- (ウ) 危省令第28条の59第2項第8号に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なること(第4-10図参照)。



第4-10図 詰替えの一般取扱所

- (エ) 当該施設を耐火構造の建築物(製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物

であって、一般取扱所の地盤面からの高さが2.0m以下に開口部のないものに限る。)に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。なお、高さ2mを超える部分に設ける開口部には、防火設備を設けること。

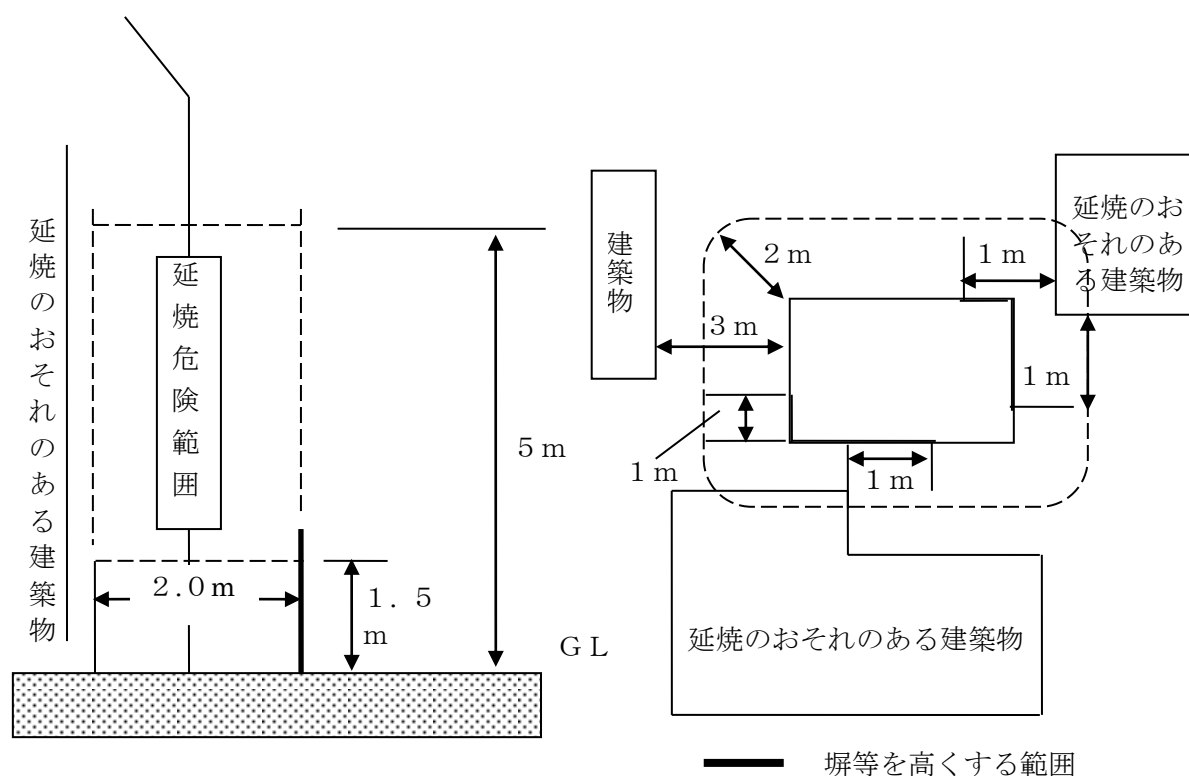
- (オ) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができること。
 (カ) 平成18年総務省令第31号（以下「平成18年改正危省令」という。）施行前の防火塀等の取り扱い（参考）

a 延焼のおそれのある建築物

平成18年改正危省令施行前の危省令第28条第59号第2項第10号に規定する「延焼のおそれのある建築物」とは、一般取扱所の塀又は壁からの水平距離が2.0m以下の範囲にある建築物とする。ただし、当該水平距離内で、かつ、一般取扱所の地盤面からの高さが1.5mを超え、5m以下の範囲（以下「延焼危険範囲」という。）内にある建築物の部分が防火構造又は不燃材料で造られ、かつ、当該延焼危険範囲に開口部がある場合には当該開口部に防火設備が設けてある建築物は、延焼のおそれのある建築物には該当しないものであること。

b 塀等を高くする範囲

塀等を高くする範囲は、延焼のおそれのある建築物の延焼危険範囲内にある部分に対面する区間及び当該区間の両端から1mを加えた位置までの区間とすること（第4-11図参照）。



第4-11図 延焼危険範囲及び塀等を高くする範囲

c 防火上安全な塀等の高さ

延焼のおそれのある建築物と当該施設との水平距離	地盤面から延焼危険範囲内にある部分の上端又は開口部上端までの高さ	防火上安全な塀等の高さ
1.0m以下	1.5mを超え 2.0m以下	2.5 m
	2.0mを超え 3.0m以下	3.0 m
	3.0mを超えるもの	3.5 m
1.0mを超え	1.5mを超え 2.0m以下	2.5 m
1.5m以下	2.0m を超えるもの	3.0 m
1.5mを超え 2.0m以下	1.5mを超えるもの	2.5 m

(キ) その他

- a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。
- b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危政危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならないこと。

キ 油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第6号、危省令第28条の60）

ア(イ)（危省令第28条の60第3項第3号において準用する場合を含む。）、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

- (ア) 指定数量の倍数が50未満の施設については、危省令第28条の60第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を、指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の60第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができる。
- (イ) 油圧装置等に内蔵されているもの以外で指定数量の1／5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

ク 切削装置等を設置する一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第7号、危省令第28条の60の2）

- (ア) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等などを行う場合に用いるものである。

(ウ) ア(イ)（危省令第28条の60の2第2項の場合）(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を、指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。

ケ 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第8号、危省令第28条の60の3）

ア(ウ)（危省令第28条の60の3第2項における場合）及び(エ)によるほか、次によること。

(ア) 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを用いる場合、指定数量の1／5以上のタンクは20号タンクに該当する。

(イ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導する。

コ その他

(ア) 高層建築物の地階等に一般取扱所を設ける場合（屋上に設ける一般取扱所を除く。）の避雷設備にあっては、J I S A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」に規定する基準により設置することができる。

(イ) 他用途区画を貫通する配管、電線、給排気ダクト等は、埋め戻し等の措置を行うこと。

(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

ア (ア) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(イ) 及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(ア) e 及び f に掲げる取扱形態のみの一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。

(ア) 危険物の取扱形態

a 塗装、印刷又は塗布のために危険物〔第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。〕を取り扱う形態

b 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態

c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態

- d ボイラー・バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で消費する危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）による危険物の取扱形態
- g 危険物以外の物を加熱するために危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置による危険物の取扱形態

- (イ) 建築物に設けられたものであること。
- (ウ) 指定数量の倍数が30未満であること。（3(5)参照）。

イ 位置、構造及び設備

- (ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(イ)d及びeに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- (イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- (ウ) 一般取扱所の用に供する部分には、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（前ア(イ)e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- (エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(イ)a又はbに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。
- (オ) ア(イ)dに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- (カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1/5未満のものを除く。）の周囲には、第3.5(19)オ(ケ)bによる措置をするよう指導する。ただし、ア(イ)e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- (キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(イ)cに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (ク) 危険物を加熱する設備（ア(イ)b又はgの危険物の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (ケ) ア(イ)gの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

- (ロ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散され可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
 - (ハ) 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。
 ただし、第1種、第2種及び第3種のいずれかの消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
 - (ニ) 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。
- (4) 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所
 前(3)に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第2項の基準の特例(第4号及び第5号に係るものを除く。)と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。
- (5) 高引火点危険物の一般取扱所
 (危政令第19条第3項、危省令第28条の61、危省令第28条の62)
 (2) ア(エ)によるほか、次によること。
- ア 高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第19条第1項又は危政令第19条第2項（充てんの一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれの基準に対してもこの特例を適用することができる。
- イ 危省令第33条第2項第1号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第1種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行危政令第11条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。